

都市計画施設の区域内における建築の許可と基準（都市計画法第53条・第54条）について

許可の基準について

○令和2年10月1日から都市計画施設の区域内における建築の許可の基準が変わりました。

都市計画道路の場合…これまでの基準から変更はありません。

都市計画公園・緑地の場合…これまで優先整備区域外が緩和の対象でしたが、今後は優先区域を含む全ての都市計画公園・緑地の区域が緩和の対象となります。

都市計画施設の 種類	都市計画道路	都市計画公園・緑地
	全て	全て
階数	3階以下	
高さ	10m以下	
地階	有しないこと	
主要構造部	木造、鉄骨造、C B造※その他これらに類する構造	
都市計画施設の 内外にわたり 存することになる場合	将来において、都市計画施設区域内に存する部分を 分離することができるよう、設計上の配慮をすること	
その他	市街地開発事業等の支障にならないこと	
	容易に移転し、又は除却することができるものであると認められること	

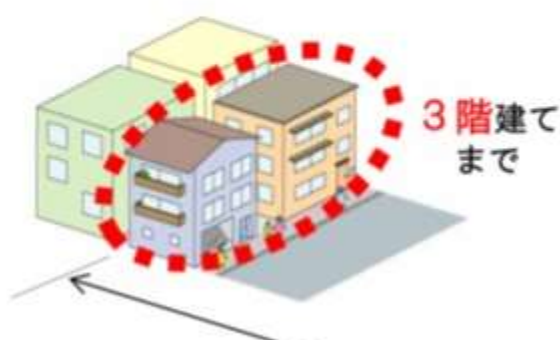
※C B造…コンクリートブロック造

令和2年
9月30日まで



都市計画公園・緑地の
優先整備区域内のみ

令和2年
10月1日から



全ての都市計画公園・
緑地の区域内

制限緩和